

国立大学法人東京学芸大学附属学校における重大事案調査委員会要項の一部改正について

改正理由：報告提出期限の明確化及び組織人数の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (所掌事項) 第2条 委員会は、東京学芸大学附属学校において重大事案（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第19第1項に該当する場合を含む。）が発生し、学長が調査の必要があると認めた場合に、当該重大事案に係る事実関係等を明確にするための調査を行い、その結果、<u>やむを得ない事由がある場合を除き、最初の委員会開催日から1年以内に学長に報告するものとする。</u> (組織) 第3条 調査委員会における調査等の機動性を確保する観点から委員は原則<u>5人</u>以内をもって組織する。 2・3 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和8年3月12日から施行する。</u>	〔省略〕 (所掌事項) 第2条 委員会は、東京学芸大学附属学校において重大事案（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第19第1項に該当する場合を含む。）が発生し、学長が調査の必要があると認めた場合に、当該重大事案に係る事実関係等を明確にするための調査を行い、その結果<u>を</u>学長に報告する。 (組織) 第3条 調査委員会における調査等の機動性を確保する観点から委員は原則<u>7人</u>以内をもって組織する。 2・3 〔省略〕 〔省略〕